

# 商工観光労働企業委員会会議記録

商工観光労働企業委員長 木付 親次

## 1 日 時

令和3年6月25日（金） 午後1時29分から  
午後3時06分まで

## 2 場 所

第6委員会室

## 3 出席した委員の氏名

木付親次、太田正美、嶋幸一、木田昇、羽野武男、藤田正道、河野成司

## 4 欠席した委員の氏名

な し

## 5 出席した委員外議員の氏名

古手川正治、小嶋秀行

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

商工観光労働部長 高濱航、企業局長 浦辺裕二 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第66号議案及び第67号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 令和2年度大分県電気事業会計予算繰越計算書について、新型コロナウイルス感染症への対応について及び飲食店等に対する営業時間短縮要請についてなど、執行部から報告を受けた。
- (3) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。
- (4) 県内所管事務調査について及び県外所管事務調査について協議した。

## 9 その他必要な事項

な し

## 10 担当書記

議事課議事調整班 主査 吉野美穂  
政策調査課調査広報班 副主幹 矢野順子

# 商工観光労働企業委員会次第

日時：令和3年6月25日（金） 13：30～

場所：第6委員会室

## 1 開 会

## 2 企業局関係

13：30～14：00

### (1) 諸般の報告

- ①令和2年度大分県電気事業会計予算繰越計算書について
- ②令和2年度大分県工業用水道事業会計予算繰越計算書について
- ③経営戦略アクションプランの取組状況等について

### (2) その他

## 3 商工観光労働部関係

14：00～15：20

### (1) 付託案件の審査

- 第 66号議案 大分県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金  
条例の一部改正について
- 第 67号議案 大分県産業振興条例等の一部改正について  
(総務企画委員会、福祉保健生活環境委員会、農林水産委員会及び  
土木建築委員会へ合い議)

### (2) 諸般の報告

- ①新型コロナウイルス感染症への対応について
- ②飲食店等に対する営業時間短縮要請について
- ③(公社)ツーリズムおおいたにおける使途不明金の発生について
- ④令和2年7月豪雨の被災事業者支援状況について
- ⑤創業支援実績について
- ⑥大分県DX推進戦略(仮)について
- ⑦宇宙港について

### (3) その他

## 4 協議事項

15：20～15：30

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) 県内所管事務調査について
- (3) 県外所管事務調査について
- (4) その他

## 5 閉 会

## 会議の概要及び結果

**木付委員長** ただいまから、商工観光労働企業委員会を開きます。

本日は委員外議員として、古手川議員、小嶋議員に出席いただいています。

ここで、委員外議員の皆さまに申し上げます。

委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

進行状況を勘案しながら議事を進めるので、あらかじめ御了解願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案2件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより企業局関係に入ります。

執行部より報告をしたい旨の申出があるので、これを許します。

では、①と②の報告をお願いします。

**塩月総務課長** それでは、令和2年度大分県電気事業会計予算繰越計算書について及び令和2年度大分県工業用水道事業会計予算繰越計算書について御説明します。

お手元にお配りしたiPadの企業局R3第2回委員会資料をお開きいただき、1ページ令和2年度企業局予算の繰越についてを御覧ください。

令和2年度企業局予算のうち、繰越しをしたものは電気事業会計、工業用水道事業会計それぞれ1件です。

まず、電気事業会計の導水路制水ゲート他整備工事です。

予算額6,646万1千円に対して2,452万100円で契約し、全額を繰り越しています。

事業の概要ですが、本工事は、大野川発電所と昭和井路との共同施設となっている大野川導水路にある百枝導水路制水ゲートを含め、8台のゲートについて点検整備を行い、保全に万全

を期すものです。

繰越理由ですが、点検整備を行う8台のゲートのうち、最後に予定していた導水路制水ゲートを令和3年2月24日に点検を始めたところ、下の写真でお示しした当該ゲートの開閉装置スタンドに経年劣化による大きな亀裂が発見されました。不具合箇所の部品製作・補修工事に約1か月半の日数を要することから、年度内の完成が不可能となったものです。

次に、2ページを御覧ください。

工業用水道事業会計の水運用サーバ改良工事です。

予算額3,903万3千円に対して3,850万円で契約し、全額を繰り越しています。

事業の概要ですが、事故等が発生した際に、送水が途切れることのないよう送水ルートを切り替える必要がありますが、その最適な切替手順をシミュレーションするための機器、水運用サーバに様々なデータを蓄積させ、機能強化を図るものです。

繰越理由ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、水運用サーバの設置場所である総合制御部制御室への担当職員以外の立入りを禁止していたところ、工事作業員の派遣元の東京都で緊急事態宣言が発令されたことから、工事を一時中止しました。その結果、年度内の完成が不可能となったものです。

**木付委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

御質疑や御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の皆さまはよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 別にないようなので、次の報告をお願いします。

**塩月総務課長** 続いて、経営戦略アクションプランの取組状況等について御説明します。

企業局では、長期的な展望に立つて持続可能な経営基盤の確立を目指すための指針として、平成30年度から10年間を計画期間とする大分県企業局経営戦略とその実行計画である4年間の経営戦略アクションプラン（改訂版）を策定し、それに沿った取組を進めています。

3ページ以降の大分県企業局経営戦略アクションプラン（改訂版）を御覧ください。

4ページ一番上の枠囲みにあるように、アクションプランは、経営戦略に掲げる三つの戦略の柱ごとに、それぞれの施策の具体的な取組を明示した事業計画です。

令和2年度の実施結果と今年度の計画について、主なものを御説明します。

6ページを御覧ください。

令和2年度の実施結果において、実績が目標に達しなかった項目を御説明します。

表の左端の列、戦略の柱のⅠ効率的・効果的な経営の実現の（3）工業用水道事業の2顧客本位の取組ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で現地案内会の開催回数とユーザー訪問数が目標を達成できませんでした。

戦略の柱のⅡ安定的なサービスの提供の（3）工業用水道事業の4濁水・取水対策の実施において、工業用水の水質は給水条例で濁度10度以下を基準としており、10度を超過した時間が25.4時間あったため、目標100%に達しませんでした。なお、10度を超過したからといって、工業用水として使用できない訳ではありません。良質な工業用水を提供するための基準として10度を設けているものです。

以上の2項目以外は目標を達成しています。

次に、具体的な取組事例について、図や写真を交えて記載しているので、7ページを御覧ください。

1のIoT、AI等の活用による業務の効率化・高度化では、ドローンの活用事例です。

上段はドローンによる太陽光パネル点検の試行として、実際に赤外線搭載ドローンを活用し、大分市松岡にある太陽光発電所の点検を行っている様子です。下段はドローンによる災害時の被災状況確認として令和2年7月豪雨で被災し

た阿蘇野川発電所の被災状況を撮影したものです。

8ページを御覧ください。

上段2の発電所リニューアルの推進は、先日の県内所管事務調査でも御覧いただいた大野川発電所リニューアルの状況です。写真下部の上部水槽、中央の茶色い管が水圧鉄管、写真上部の発電所建屋までは令和2年度までで完成しています。

令和3年度中の運転開始を目指し、現在、写真右下の発電機の更新工事を行っています。

下段3のその他、経年施設の適切な修繕・改良工事等の実施の写真は、平成30年度から3年計画で実施した北川ダム諸量装置及び自動警報装置更新事業の完成後の様子です。写真手前の赤マル内の装置が諸量装置、奥の緑マル内が自動警報装置です。諸量装置及び自動警報装置は、洪水調節及び満水放流時に流域住民に確実に情報を提供するための設備です。

9ページを御覧ください。

上段4の地震（津波）対策の計画的実施の写真は、工業用水道事業にて平成29年度から計画的に進めている判田取水場沈砂池耐震化工事のうち、昨年度着手したNo.1沈砂池の工事の様子です。

沈砂池については、各池を隔てている隔壁について、底からおよそ1.6メートル程度の高さまで、25センチメートル厚くなるようにコンクリートを打設し、耐震化を図ります。

5の浄水場の老朽化対策、老朽化管路の更新の写真は、大分市鶴崎公民館の敷地に布設している埋設管路の塗膜の劣化箇所を、防食ゴムシートで補強した様子です。

続いて、10ページを御覧ください。

令和2年度の決算見込みについて御説明します。

左側の電気事業では、年間の降水量が過去10年平均比で91.9%と少なかったことや、7月豪雨災害に伴う阿蘇川発電所の発電停止で売電収入が減ったことなどにより総収益が減少しました。

表の中ほどにある、令和2年度決算見込み

(C) の列、一番下の朱書きの数字で示した純利益が2億3,842万5千円となっており、その右の列、アクションプランとの比較(C) - (B)においては、約1億8,180万円余り計画を上回っています。

右側の表の工業用水道事業では、令和2年度決算見込み(C)の列、一番下の朱書きの数字で示した純利益が3億6,639万2千円となり、その右の列、アクションプランとの比較(C) - (B)においては、主に大きい災害がなかったことにより動力費や委託費等の営業費用の実績が見込みを下回ったことなどから、約2億8,200万円余り計画より上回っています。

続いて、11ページは令和3年度実施計画の表のうち主なものについて御説明します。

12ページを御覧ください。

6は発電所リニューアルの推進として、今年度より現地工事に着手する別府発電所の位置図や現況写真をお示ししています。

下の写真の右上に水車・発電機の写真を載せていますが、今年度はこの水車・発電機などの撤去に着手します。

13ページを御覧ください。

7は地震(津波)対策の計画的実施として、昨年度に引き続き耐震化工事を行う判田取水場沈砂池と片野接合井、大津留接合井です。

写真は左上が判田取水場で、赤字で記載しているのが沈砂池です。沈砂池はNo. 1からNo. 5まで五つありますが、No. 2は平成29年度、No. 3は令和元年度、No. 4は令和2年度に耐震化を完了しています。今年度は令和2年度から着手したNo. 1及びNo. 5の耐震化を完了させる予定です。

写真右上が片野接合井、下が大津留浄水場で、赤字で書いているところが大津留接合井です。接合井は、水路の分岐点や合流点にある設備で、今年度耐震化の予定です。

14ページを御覧ください。

最後の8は浄水場の老朽化対策、老朽化管路の更新として行う埋設管路補修工事の位置図とその施工イメージです。

県道大在大分港線の地下に埋設している管路ですが、平成29年度に実施した埋設管路損傷調査にて、状態の悪い箇所が多数見つかったことから、万全を期すために埋設管の補修を行うもので、既設管の中に一回り小さい新しい管を挿入するパイプ・イン・パイプという工法で補修を行うものです。

**木付委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑や御意見はありませんか。

**木田委員** 工業用水の新規顧客獲得ですが、臨海工業地帯6号地C-2地区は、フジボウ愛媛株式会社が新規顧客になったのか、その辺を教えてください。

あとJX金属製錬株式会社の倉庫か資材置場も立地されたと思いますが、そういったところが新規顧客にならないのかを教えてください。

**塩月総務課長** まず、JX金属製錬株式会社の物流倉庫ですが、恐らく工場ではないので、水はほとんど使わないと思います。問合せはありましたが、正式に工業用水利用の相談は受けていません。

もう一つの新規の状況ですが、御案内のとおりフジボウ愛媛株式会社、その後大分バイオマスイナジー合同会社と契約し、現在46社になっています。

**木田委員** 大在公共埠頭の港湾計画の見直しで、今度6号地C-2地区東側の岸壁がまたRORO船に使われると思いますが、そういうときも工業用水は別に絡むことはないですか。

**塩月総務課長** 同じく、こちらに正式な相談はないので、工場のような工業用水を使う施設は特に予定されていないだろうと思います。

**木田委員** RORO船が着くときも別に水を使うような機械は余りないということですか。

**塩月総務課長** 特段工業用水としての使用はありません。

**藤田委員** 経営見通しと増減比較表で、アクションプランの数値というのは、予算上の数値とは異なるものですか。

**塩月総務課長** アクションプランを4年ごとに立てているので、予算よりかなり前に立てて、

時点修正していきます。予算とは異なります。

**藤田委員** アクションプランの中で、売電の可能性については、引き続き検討していただろうと思いますが、2050年のカーボンニュートラルのグリーン成長戦略の関係で、企業も部品等の作製にあたってCO<sub>2</sub>を排出しないという条件が取引先から明示される機会が増えているようです。そうすると、企業局の電気は完全にカーボンフリーなので、相対で販売し、そういう企業を支援する点も必要ではないかという気がしていますが、検討していますか。

あと危機管理の関係ですが、委員監査で工業用水の取水口を見せていただきましたが、あそこは誰でも入られるじゃないですか。他の施設はみんなちゃんと事故防止と危機管理上フェンス等を張って入られなくなっていますが、あそこだけは自由に出入りができます。いたずらしようと思えばすぐいたずらできるし、子どもも事故で転落するのではないかとちょっと気になりましたが、対応は何かありますか。

**塩月総務課長** 売電契約の検討ですが、現在は九州電力と令和8年までは基本契約を結んでおり、その間に契約を解除して他のところと契約するのは現実問題としては難しいのかなというところ です。

それから、カーボンフリーの電力で、少しお尋ねの趣旨と違うかもしれませんが、企業局は九州電力と価格交渉をする際に、カーボンフリーなので、高く売ることができるのではないかと。少し値上げというか、売電する上で有利に持っていけたらという話もしていますが、余り九州電力はそういう部分にはまだ乗り気ではない感じを受けています。状況はこれから変わってくるかもしれませんが。新電力の企業は逆にそういうのを売りたいと御相談いただくことはあります。今すぐそれがどうこうということはないですが、企業局にとって非常に大きな痛手だと思うので、頭に入れて、これから計画を立てていきます。

**本林工務課長** 白滝の取水口の件についてお答えします。

御覧いただいたとおり、あそこは河川と接し

ている設備です。現在は国土交通省からの指導もあり、簡単に入られないように入口にフェンスを設置しました。

ただ、どうしてもその下が河川になるので、河川の下からは入られる状態です。こちらは河川内にフェンス等を設置することが難しいので、それ以上は施しようがない状況です。

確かにあそこの場所で花火をする子どももたまに見かけますが、あそこにはITVを設置しており、もし何か本当に危険なことをやるのであればITVを見て注意します。

**藤田委員** 九州電力は残念ながら今のところ、これは地熱でつくった電気、これは水力でつくった電気という形では売れないですね。企業側が求めても、九州電力からはそういう形では買えないので、直接企業局が売るか、若しくは間に会社を挟んで売るかしない。地元の企業が必要としているのに、カーボンフリーの電気を買うことができないので、企業支援という立場で検討する必要があるのではないかなと思います。企業側のニーズが多分出てくるだろうという気がするので、検討方よろしくをお願いします。

**河野委員** 要は時代の流れで、電気に対する需要の在り方が大きく変わりがねない。御案内のとおり、再生可能エネルギーの日中の発電が非常に余剰で、電力会社が発電停止を求めてくる時代です。契約があるので企業局の連携事業にそういった要請は来ないとは思いますが、今後電気自動車が普及すると、夜間充電が非常に需要が大きくなることが見込まれます。そのときに水力発電は夜間でも常時発電ができるから、そういった意味では非常に優位性の高い発電事業になるのではないかと思うわけです。

そういった時代の流れ、電力需要の動きも含め、有利な交渉につなげていただけたらと思いますが、何かその辺の戦略をお持ちでしょうか。

**塩月総務課長** まだ戦略とまで言えるものではありませんが、公営電気経営者会議という公営企業団体の集まりの中で情報交換をしながら進めています。

委員が言われる行き着く先のところには電力市場があり、そういった部分もまだこれから制

度ができていくところだろうと思っています。  
積極的に公営企業で手を出しているところはありませんが、既に情報交換はしているので勉強していきたいと思います。

**太田副委員長** 経営の見通しで減収増益になっていますが、コストを見ると、職員給与の決算見込みが例年どおりなのに、アクションプランのときに人件費を多く見積もるのは、何か訳がありますか。コスト全体がそうですが、特別に職員給与だけ大きく枠を取る手法か何かがあるのか。現実には人材がないのに、人件費だけ枠を大きく取っているのか、ちょっとお聞きしたいです。

**塩月総務課長** 令和3年度からやり方を変えたので、今後は修正できると思いますが、これまで職員給与費の中に超勤手当が入っていました。災害のあった年は24時間対応なので、どうしても超勤が増えます。災害の分を事前に職員給与費で取っているの、それほど災害がない年であれば余るような予算の立て方になっていたの、それがこの数字の開きに出ていると思います。

3年度以降は予備費で災害対応の超勤手当分を積み増したので……（発言する者あり）

すみません。超勤の人件費は予備費に積めないルールがあるので、人件費以外の災害対応の予算を予備費に積んでいます。職員給与費については、引き続き同じように差が出ますが、全体としては災害分を外しています。

**太田副委員長** 頭数が減ったとか増えたとかいうわけではないですね。要するに、超勤の度合いによってこの数字が変わるという見込みを載せているだけです。

**塩月総務課長** 一人増えたとかはありますが、この金額の差はそういうことです。

**木付委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の皆さまはよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** ほかにないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 別にないようですので、これをもって企業局関係を終わります。

お疲れさまでした。

〔企業局退室、商工観光労働部入室〕

**木付委員長** これより商工観光労働部関係の審査に入ります。

初めに、付託案件の審査を行います。

第66号議案大分県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**高濱商工観光労働部長** 商工観光労働部長の高濱です。

皆さまにおかれては、商工観光労働行政をはじめ県政の諸課題に対する御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

本日は、条例改正に係る付託案件2件、諸般の報告7項目について御説明します。

詳細については、担当課から御説明します。

**馬場経営創造・金融課長** 大分県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の一部改正について御説明します。

お手元のiPadの①のデータ、商工観光労働企業委員会資料の2ページをお開きください。

1の改正理由についてですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、本条例において引用した同法の条文が削除されたため規定を整備するものです。

2の改正内容は、新旧対照表の下線部分に示しているとおり、条例第1条設置中の「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。」を法改正の内容にあわせて、「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。」に文言を改めるもので、内容の

変更はありません。

3の条例の概要についてですが、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた県内中小企業者の事業資金の調達を支援するため、融資を受けた際に負担する保証料の軽減を図るための財源を複数年度にわたり積み立てるための基金の設置条例です。

最後に4の施行期日ですが、公布の日から施行します。

**木付委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑や御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の皆さまはよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 別がないようですので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 御異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、第67号議案大分県産業振興条例等の一部改正についてです。

本案については、関係する総務企画委員会、福祉保健生活環境委員会、農林水産委員会及び土木建築委員会に合い議していることを申し添えます。

それでは、執行部の説明をお願いします。

**足立企業立地推進課長** 第67号議案大分県産業振興条例等の一部を改正する条例について御説明します。

資料の3ページをお開きください。

本議案は、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日をもって失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日から施行されたことに伴い、大分県産業振興条例等の規定の整備を行うものです。

なお、商工観光労働部からは大分県産業振興

条例についてのみ御説明し、その他の条例についてはそれぞれの条例を所管する常任委員会で説明します。

1新法（主に過疎税制）の見直し内容（2）を御覧ください。

新法では、過疎地域の要件見直しに伴い、過疎地域に指定される団体に変更となります。これにより、旧野津原町と旧佐賀関町が過疎地域から除外され、卒業団体となります。また、税制優遇の適用範囲と適用期間が次の表のとおり拡大・延長されます。

具体的には、税制優遇の対象となる業種に情報サービス業等が追加され、取得価格の要件は2,700万円超から資本金の規模に応じ、500万円以上まで引下げとなります。対象となる設備投資についても、旧法では新設、増設のみでしたが、新法においては取得又は製作若しくは建設となり、適用期間は3年間延長され、令和6年3月31日までとなります。

続いて、2産業振興条例の主な改正内容を御覧ください。

（1）規定の整備として、本条例の対象設備を新法の対象設備と同様に拡充し、引用法令を旧法から新法に改めます。また、不要となった附則についても今回の条例改正で削除します。

次に（2）卒業団体への特例として、旧野津原町、旧佐賀関町についても新法の規定に基づき地方税の課税免除が受けられるよう、規定を設けます。

また（3）経過措置として、令和3年3月31日までに行われた設備投資については、なお旧条例の規定を適用します。

最後に（4）施行期日ですが、改正後の大分県産業振興条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日まで遡って適用します。

**木付委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑や御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の皆さまはよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 別に御質疑等もないので質疑はこれで終わりますが、総務企画委員会から合議結果が届いていないので、本案の採決を保留し、後ほど行うこととします。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったのでこれを許します。

まず①から③までについて説明を求めます。

**岩尾商工観光労働企画課長** 資料の4ページを御覧ください。

新型コロナウイルス感染症への対応についてです。コロナによる影響が生じている本県社会経済を再活性化するための支援施策の状況等について説明します。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本県社会経済は大きなダメージを受けています。引き続き、感染拡大防止を徹底した上で、社会経済の再活性化に取り組みます。

5ページを御覧ください。

まず、これまでの支援施策等の状況について御説明します。

コロナ関連の県制度資金ですが、貸付金額は2千億円を超え、多くの県内事業者を活用いただいています。

6ページを御覧ください。

応援金の支給額は100億円近くに達し、多くの県内事業者を活用されています。

7ページを御覧ください。

雇用調整助成金は、順調に支給が進んでおり、引き続き活用を促していきます。

8ページを御覧ください。

解雇等見込み労働者数は、令和2年8月以降落ち着いています。全国と比較しても落ち着いており、各施策の効果が現れていると思われまます。また、県内のコロナ関連倒産件数は12件となっています。

9ページを御覧ください。

有効求人倍率は、4か月連続で上昇しています。コロナ禍前の1.5倍台からはまだ落ち込んでいるものの、依然として1倍を超えるなど、求人は底堅く推移しています。

10ページを御覧ください。

5月の日本人宿泊者数は、コロナ禍前の一昨

年と比べマイナスとなっています。他の都道府県の緊急事態宣言等の発令、県内の感染再拡大等の影響により、前月比でも減少しています。

11ページを御覧ください。

自殺者数は、全国は前年より突出して増えている時期もあり、全体的に増加傾向にあります。県内は、直近1年間では前年より28人増加していますが、増減が続いている状況であり、引き続き注視していきます。

12ページを御覧ください。

ここからは、商工観光労働部が行う主な支援策について御説明します。

まず、(1)分野横断的な支援についての応援金ですが、さきほども申し上げたとおり、18日現在で約1万8,400者に対して約100億円を給付しています。

次に、さきの臨時議会で予算の議決をいただいた事業継続支援金です。

現在、申請受付の準備を進めており、7月9日から申請受付を開始する予定です。

参考までに資料の26、27ページにリーフレットを付けていますが、現在、商工団体や振興局、市町村を通じてリーフレットや申請書類の配布を行っており、事業者への周知を図ります。

12ページに戻って、制度資金の強化・新設についてです。

令和3年度当初予算では借入金の返済支援を目的とした制度資金を新設したほか、低利のコロナ特別資金の実施期間を延長しています。

13ページを御覧ください。

雇用調整助成金については、国が現行の特例措置である1人当たり1日1万5千円を上限に、助成率最大100%を8月末まで継続することを公表しました。5月以降については、助成額上限等を段階的に縮減するとともに、感染が拡大している地域、特に業況が厳しい企業について特例を設けることとしており、引き続き、大分労働局と連携して活用を促していきます。

また、雇用マッチングサポートについては、雇用調整助成金の特例措置終了後等を見据え、コロナによる離職者情報の早期入手、人手不足

企業との早期の人材マッチングサポートを実施します。

14ページを御覧ください。

(2) 各分野の状況及び支援についてです。

まず、①観光については、観光需要回復のための県民の県内旅行割引キャンペーン「新しいおおい旅割」を14日から再開しました。予約は8月末まで、利用は12月末まで期限延長となります。また、臨時議会で承認いただいた、感染拡大防止策や新たな観光需要の創出に取り組む宿泊事業者への補助金は、7月1日から申請受付を開始します。

15ページを御覧ください。

②飲食について、時短要請協力金は後ほど商業・サービス業振興課から詳細を説明します。

Go To Eat 食事券「おおい味力食うぼん券」は、販売・利用を14日から再開しました。再開にあわせて、販売期限を7月15日、利用期限を8月15日まで延長します。

また、国の一時支援金については、先月末をもって申請受付が終了しましたが、商工会議所・商工会等435の登録確認機関において事前相談を行い、相談件数は2,932件となっています。

16ページを御覧ください。

③ものづくりの分野では、コロナの影響による落ち込んだ売上げ等の回復を図るため、設備投資等の前向きな取組を行うものづくり中小企業を支援します。

ものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業費補助金は、これまで3回の公募を実施し、合計526件の申請に対し320件の認定を行いました。認定基準に達した案件の合計額が当初の予算額を下回ったため、追加募集を21日から行っています。

新型コロナウイルスの感染状況は、新規陽性者数が今月4日以降一桁が続くなど落ち着いています。その一方で、隣県では非常に強い感染力を持つインド株が確認されるなど、油断できない状況です。

引き続き状況を注視しながら、本県社会経済の持ち直しに影響のないよう再活性化をしっかりと

り進めます。

**田北商業・サービス業振興課長** 飲食店等に対する営業時間短縮要請について御説明します。

資料の17ページを御覧ください。

5月12日から大分市・別府市の飲食店に対し営業時間短縮要請を行い、5月14日から県下全域に拡大しました。

営業実態確認調査の結果によると、99%以上の店舗に時短営業に御協力いただいております。5月12日以降、飲食や会食を原因とした感染は確認されていません。6月10日の時点で感染状況の各指標を総合的に判断した結果、ステージIがうかがえるレベルのステージIIの水準となったことから、6月13日をもって要請を解除しました。要請に応じていただいた飲食店に対しては、改めて御協力に感謝するとともに速やかに協力金の給付を行っています。

5月分の協力金については、6月10日から申請を受け付けており、6月23日現在で4,391件の申請が行われています。内訳として電子申請が3,107件、郵送が1,284件となっており、電子申請の割合が70.8%と高くなっています。

6月分についても、23日から申請受付を開始しました。23日現在で686件の申請がありました。内訳は電子申請が638件、郵送が48件となっており、5月分同様に電子申請の割合が高くなっています。

申請にあたっては、1日当たり給付額が下限の2万5千円の場合には、本人確認書類等の3種類程度にするなど、徹底した添付書類の簡略化を行うとともに、スマートフォンで画像を添付する方法も可能とするなど、申請手続の負担軽減を図っています。

また、申請開始前に、実際の事業者の声を聞きながら申請者目線でのシステム構築をしており、電子申請時にアンケートを実施した結果、約8割が満足と回答いただいております。入力時間もおよそ20分から30分となっています。書類の不備等がなければ、申請から2週間程度で給付したいと考えています。

5月26日から設置している時短要請協力金

事務局コールセンターにおいても、事業者からの問合せに随時対応しており、6月23日現在で延べ2,441件の問合せをいただいています。今後も、事業者に寄り添ったサポートを行いながら、1日でも早く協力金を給付できるよう努めます。

**穴南観光政策課長** 公益社団法人ツーリズムおおいたにおける使途不明金の発生について御説明します。

資料の18ページをお開きください。

本事案は、ツーリズムおおいたが令和2年度決算事務を進める中で、昨年5月から7月の間に通帳の出金記録があるものの、支出証拠書類や会計ソフトにデータ入力がなく、使途が明らかでない5件489万2千円を確認したものです。

昨日同法人の通常総会が開催され、会員に対して本事案について報告しました。これまで職員を中心に聞き取りなど内部調査を進めましたが、これ以上の調査は困難な状況となっており、警察へお願いする方向で弁護士と相談しているとの説明がなされました。また、経理事務体制の早急な見直しと強化のため、会計、法務等の専門家から成り、再発防止策等を検討する第三者委員会の設置について言及しています。

当課は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律と大分県公社等外郭団体に関する指導指針に基づき、監督、指導等を行う立場にあり、ツーリズムおおいたに対して一刻も早い原因の究明と再発防止策を講じるよう求めています。

今後も同法人からの報告内容等に応じて、適宜必要な指導を行うなどして県の責務を果たします。

法人からの報告内容を精査し、事実関係が判明次第、報告させていただきます。

**木付委員長** ただいまの3件の報告について質疑等はありませんか。

**藤田委員** 飲食店等に対する営業時間短縮の関連ですが、当初から県、市町村の担当者が9時以降営業を自粛してほしいという依頼で店を訪問していたと思います。事業者にも委託した上

で同様の対応を取られていると思います。

ただ、わざと閉店間際に「今から行っても大丈夫ですか」と電話をかけてみたり、現地に行ったり、あるいはラストオーダーの8時以降に「まだお酒が飲めますか」と行ったり、まるでトラップにかけるような調査をしているのではないかという声がSNS上で出ているので、委託も含めた対応について、どうなっているのか伺います。

**田北商業・サービス業振興課長** そのフェイスブックについては、私もその日に見ました。そこに書き込みがあるような行為は一切していません。

まず、県の職員と市の職員とが一緒に回るときは、9時から10時までの間で閉店状況を見て回りました。これを県下全域の市町村でやりました。

また、2回目等については事業者に委託していますが、県職員が回ると同じで、9時から10時までの見回る契約内容になっています。そういった行為は一切していないということを業者にも確認しています。今回の時短要請については、あくまでもお願いです。お願いベースで基本的には回っているので、トラップみたいなことは一切やっていません。書き込みしていた方にも連絡を取り、御説明もして納得いただいています。

**藤田委員** 分かりました。

取扱文書を見ると、給付審査そのものは送られてきた書類をもって審査するという事なので、見回ったときに営業していたとか、そういうことは審査の対象にはならないということですか。

**田北商業・サービス業振興課長** 確かに県にもいろんな通報があります。回った中で明らかなどころについては、審査の段階で確認できれば連絡して、どういった事情か聞き取りしています。

それと、申請書が出てきたらいつが休みとか営業時間の食い違いがある分があります。そういったところについては、申請者に確認しています。中には4件ほど、通常の営業時間が21

時までと確認が取れ、本人も納得された上で申請取消しをしたという事案はあります。基本的にはそういうことで処理しています。

**太田副委員長** ツーリズムおおいたの件ですが、さきほど聞いたときに、事実関係がよく分からないので、刑事告発するという意味合いだったのかどうか確認したいです。

**穴南観光政策課長** 警察にお願いする方向で弁護士と相談しているということなので、最終的にその必要があればそうなると思います。

**太田副委員長** 究明が内部では難しいと取っていいんですか。その辺は分からない。

**穴南観光政策課長** 昨日の総会でも事務局が説明していましたが、職員を中心に聞き取りしているが、内部調査でこれ以上の調査は困難な状況であり、警察へお願いする方向で弁護士と相談しているという発言でした。

**木田委員** ツーリズムおおいたの件ですが、経緯と対応、こちらに書いている程度では詳細が分かりづらいですが、通帳の管理と出金、銀行印の管理は実際どうなっていてこんなことになったのか。

県の対応については、指導等行う立場とか再発防止を求めているということですが、既にこういった事案が発生しているのでは先方も具体的な対応を取られているのではないかと思います。その辺の状況をもう少し詳しく説明してください。

そして、県内の宿泊客の戻り傾向はどうかを聞かせてください。大分市内のホテルに聞くと、結構夏休みに予約が入っていると聞きましたが、全県的に戻っているのかどうか、状況が分かったら教えてください。

**穴南観光政策課長** 通帳、印鑑等の管理についてですが、鍵のかかるところにそれぞれ別々に保管していたと聞いています。

ただ、それが持ち出されたのかはまだ事実関係として分かっていません。管理はそうのようにしていたと聞いています。

あと、今後の対応を詳しくということでしたが、申し訳ないですが、まだ事実関係が分かっていないので、事実関係に基づいて報告を受け

ながら、県も必要な指導等を状況に応じて行っていきます。

すみません。事実関係が分かっていないので、そんな言い方になってしまいますが。

**山崎観光誘致促進室長** 県内の観光の状況ですが、新しいおおいた旅割が6月14日に新規予約、利用とも再開しました。数はそんなに多くないですが、別府とか由布院、日田、九重等の旅館に聞いてみたところ、やはり人気のあるところは、配布した分が旅割を再開した翌日になくなったそうです。なかなかそう思ったように伸びていないとか、旅館によって結構まちまちという印象を受けました。

**木田委員** 宿泊の状況はよく分かりました。

ツーリズムおおいたの件は、我々もこれは大変な状況だと思うので、きっちり県としても対応してください。鍵の管理をちゃんとされているとは思いますが、そういったところは確認をしておかないと問題ではないかと思います。その辺、県はそこまでは関与しないスタンスなのかはっきり説明してください。

**穴南観光政策課長** 昨年度の状況について聞いていて、改めて通帳と銀行印の管理体制——例えば、前は課長が管理していたものを、印鑑の鍵の管理を事務局長に格上げするなど、昨年度に比べ、より強固な体制に変えたと報告を受けています。

**木付委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員のみなさまは御質疑ありませんか。

**古手川委員外議員** ツーリズムおおいたについて、令和2年度5月から3か月の間に5件で約500万円。1件当たり100万円ぐらいです。多くの方が通帳の管理をしているはずはないので、担当者が通帳を見れば、短期間に100万円のお金が出ていることを確認できたはず。何人も通帳を扱っているはずはない。多分一人の方が、上司の課長がいて、出金は下の方が確認をもらって行っている。そうした人たちが気付かなかったことがちょっと信じられないですが、信じられんのですがと言われても答えよう

がないかもしれないが、それだけひどい。5人も10人も通帳を扱っているわけではないはずなのにこれだけの金額がこの短期間に出ている。その辺、今捜査中であるかもしれないが、ちょっとさきほどの説明では納得できないですよ。

ツーリズムおおいたと言ったら、今大分県がやっている事業のメインのところですから。これは大変な話なので。今ヒアリングをして、これから警察に行くので言えないかもしれませんが、これだけの金額が短期間で5件です。通帳を管理している人が、次に出金したときに、そんな100万円近いお金が動いているのに気付かないはずがないと皆さんは思いませんか。決算で気付くなんて。

**穴南観光政策課長** 仰せのとおりだと思いますが、結果としては、昨年度の決算を今年度行う事務の中で見つかったということです。すみません。

**古手川委員外議員** 通帳の残と帳簿部分、監査する中でなのかと思いますが、しっかり調査していただきたいとしか言いようがないです。

**秋月観光局長** このたびの件で、県もツーリズムおおいたから適時報告を受けています。さきほどの5月から7月の件についても、その間に会計に携わっている職員に聞き取りしています。今のところ犯意を認めている人がおらず、そうなる内部での調査が難しいので、昨日の総会で警察に相談し、一つステップを上げていくしかないと報告しました。

ただ、今できる対策はあるので、さきほどの通帳の管理だったり、会計事務の毎月の締めだったりもしっかり見直していただき、どう監督していくのかという報告も適時県に行うようにしており、今できることから進めていると聞いています。

内部でうまくできないところもあるかもしれないので、外部の第三者委員会も立ち上げ、会計の専門家、法務の専門家に入っただき、御提言もいただきながら改革に努めていくということなので、県もしっかり指導監督していきたいと思っています。このたびは大変御迷惑をおかけしました。

**太田副委員長** 多分横判を押して出金しているので、担当者の名前を銀行の出金票に署名してはいない。あれば、警察が捜査すればすぐ分かる話なので、そんなに難しいことではないかと思えます。普通はしませんが、銀行との関係で、担当者の署名がないまま出金していれば分からないことはあると思えます。

**木付委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** ほかに御質疑等もないので、次に④から⑦までの報告について説明を求めます。

**岩尾商工観光労働企画課長** 令和2年7月豪雨の被災事業者支援状況について御報告します。

資料の19ページをお開きください。

左側1支援施策を御覧ください。

7月豪雨で被災した事業者に対しては、なりわい再建支援補助金や持続化補助金、災害復旧資金や旅行代金の割引支援を用意して、支援にあたっています。

右側の2支援状況を御覧ください。

7月豪雨の被災事業者数は、商工団体からの情報や補助金申請に係る情報から、県全体で228件と把握しています。保険金などによる自力再建や廃業の事業者を除けば、なりわい再建支援補助金の活用意向がある事業者は82件です。

資料の20ページには市町村別の復旧状況を整理しています。

なりわい再建補助金の活用意向がある82件のうち約84%にあたる69件が申請済みとなっています。

申請準備中の事業者の多くは、被害の大きかった天ヶ瀬や宝泉寺の旅館ホテルなどであり、建て替え等の検討、準備に時間がかかっています。現在も毎月申請受付を行っているので、残りの13件についても、商工団体とともに申請に向けたサポートを継続し、一日も早い復旧を目指します。

**馬場経営創造・金融課長** 創業・スタートアップの状況について御報告します。

資料の21ページをお開きください。

創業・スタートアップは、新たなビジネスや

雇用を生み出し、地域経済活性化のエンジンになりうるとともに、若者や女性の多様な生き方の受皿としても期待されています。また、人口減少や人手不足、経営者の高齢化など経営環境が変化する中、地域経済を維持・発展させ地方創生を実現していくためにも、創業・スタートアップを積極的に促進する必要があります。

まず、支援内容です。

平成27年度に設置したおおいたスタートアップセンターを中核に、市町村や商工団体等支援機関と連携し、創業相談などの個別支援や、財務、マーケティングなど基礎知識を習得する各種セミナー等を開催するとともに、女性起業家や留学生を対象を絞った支援を実施しています。

また、成長志向を持つベンチャー企業の発展を総合的に支援するアクセラレーションプログラムも実施しています。

令和3年2月を中心とした約1か月間をクリエイティブ・スタートアップマンスとして大分県ビジネスプランランプリ表彰式など10のイベントを集中的に実施し、創業に向けた気運の醸成も図っています。

本年度から新たに、県内の商工団体や金融機関など創業支援に携わる職員を対象とした人材育成事業を実施します。参加者は販路拡大などの出口戦略を重視した伴走支援を実践的に学び、経営相談・支援のスキルアップに取り組みます。

22ページをお開きください。

令和2年度の創業支援実績は、626件となり、令和元年度より35件増加しています。性別は女性が33.6%となっており、目標であった3分の1を達成することができました。

年代別では、30代が一番多く34%となり、これに20代を加えた30代以下では45%と約半数を占めています。地域別では大分市が46.3%と一番多く、業種別では1位が理美容などの個人向けサービス業で19.5%、2位の飲食業が19.3%、3位が小売業14.4%となりました。就業予定者数は代表者を含めて2.5人となっています。

創業件数はおおむね順調に推移しており、創

業の裾野は拡大しつつあると言えますが、革新的なアイデアや技術を元に新しいサービスやビジネスを展開し急成長していく、いわゆるベンチャー企業の創出は、まだ十分とは言えません。引き続き、創業・スタートアップの促進に努めます。

**藤井DX推進課長** 資料の23ページを御覧ください。

DXの推進について説明します。

6月14日に知事を本部長とし、全部局長で構成する大分県DX推進本部を設置しました。

会議において本県が取り組むDXは、県民中心の県政の推進、持続的発展が可能な地域社会実現のため、県民目線でビジョンを描き、データとデジタル技術を活用して、行政サービスや施策、組織文化、風土を変革していくことを目指し、本県のあらゆる分野でDXを推進していくことを確認しました。

また、DXを推進するための計画、大分県DX推進戦略を今年度中に策定します。

24ページを御覧ください。

計画の概要ですが、この戦略は、1計画の位置づけのとおり、戦略の位置付けはプラン2015の分野別計画、官民データ活用推進基本法に基づく都道府県官民データ活用推進計画としています。

2計画期間は令和4年度から6年度までの3年間です。

3概要は生活のDX、産業のDX、行政のDX、DXを推進する基盤づくりの四つを柱とし、本県のDXのビジョンや分野ごとの方向性を示していきます。

スケジュールは9月に骨子案、12月に戦略案を策定予定で、都度、本委員会で説明します。来年1月にパブリックコメントを実施した後、3月に策定・公表する予定です。

**佐藤先端技術挑戦課長** 資料の25ページをお開きください。

(1) 宇宙港に係る進捗状況等について御説明します。

現状ですが、ヴァージン・オービット社をはじめ、内閣府や国土交通省などの関係省庁と大

分空港の宇宙港活用に向けて具体的な運用計画や必要となる施設設備、関連法令の整理や調整を行っています。

特に、政府に取り組んでいただきたい日米間の調整や関連法令の整理等については6月3日、井上宇宙政策担当大臣ほか関係省庁の幹部に対して知事による要望提言活動を行いました。先日決定された政府の成長戦略実行計画に宇宙港について初めて記載いただきました。

また、これらの取組と並行して県民や子ども達に対して、宇宙港や宇宙についての理解を深めていただくためのイベントも関係機関と連携しながら準備を進めており、今後、順次公開していく予定です。

加えて、当初予算に計上している空港に隣接する県有地を展望エリアとするための測量設計についても着手しました。

次に、(2) 関連する動きについて御説明します。

6月11日から13日の間、英国のコーンウォールにてG7先進国首脳会議が開催されました。コーンウォール空港も大分空港と同様にヴァージン・オービット社の打ち上げ拠点となっていることから、空港敷地内に同社のロケット展示等が行われ、ジョンソン首相ほか、各国首脳が立ち寄られたと聞いています。

最後に、ヴァージン・オービット社初となる商業用打ち上げが近日中に米国にて行われる予定です。最新の情報によると、今月30日から7月初めの間に行われるのではないかとされています。

引き続き関係機関と連携し、宇宙港実現に向けた取組を進めていきます。

**木村委員長** ただいまの4件の報告について質疑等はありませんか。

**河野委員** デジタルトランスフォーメーションについて、この資料を見ても何を指すのか実感が湧きません。基本的にデジタル化にあわせてトランスフォーメーション、いわゆる社会の仕組みや在り方そのものが変わっていくことぐらいしか分からない。その中で、パブリックコメントをすと言っても、県民にどれだけの理

解が進んでいるのかを考えると、戦略そのものが本当に12月までに深まるのか非常に危惧されます。

そういった意味でここについて言うと、より具体的にデジタルトランスフォーメーションがどういった社会構造の変革を目指すのか、ビッグデータの活用が進み、それがどういった形で県民生活の中に変革をもたらしていくのか、そういった明確なものを、事例という形でもいいので少し具体的な形で示していただくことはできないでしょうか。それがなければ、こうしてパブリックコメントを求めるのはなかなか困難ではないかと思いますが、その辺どういう考えでしょうか。

**藤井DX推進課長** 委員が仰せのとおり、具体的なものを示さないとなかなかイメージも湧かないし、議論も難しいことは県も承知しています。ですから、生活、産業、行政のDXの推進戦略を作っていく中で、具体的にそれぞれの分野ごとでどういったことを目指すのかを分かりやすく計画に盛り込んでいって、そこで議論、御意見をいただきながら計画の策定に努めていきたいと思っています。

**河野委員** 国のDXの対策本部等も余り中身がないなとずっと思っています。情報収集だけではなく、しっかり情報発信しながら議論がより深まるようにしないと、言葉だけどんどん広がるだけで、中身に対する理解が全然深まっていかないと思うので、ぜひよろしくをお願いします。

**木田委員** 私もDXは一般質問でも取り上げましたが、24ページを見ると来年度から動くようです。もう少しスピード感を持ってデジタル化に取り組む必要があるのではないかなど。手続的に1年かかるのは分かりますが、スピード感を持ってDXに対応していくことが求められるのではないかと思います。

他県では外部人材をCIOといった形で入れたということもありますが、そういった外部との連携、外部人材の活用といった考えはどうか。

行政のDXは総務部で管理されると思いますが、商工観光労働部でその辺も進捗管理してい

くスタンスがあるかと思えます。そういう考え方も教えてください。

総務部では年間申請件数が多いものから順次電子申請に替えていく考え方だと思えますが、システム設定は難しくないと思うので、どんどんスピード感を持って電子申請ができる環境づくりを進めていいのではないかと思いますか、いかがでしょうか。

**藤井DX推進課長** 推進の仕方は、外部人材の活用とか、いろいろあると思えます。本県も、例えば副業人材とか業務委託とか、いろんな方法が考えられるので、外部の力も活用しながら推進していきたいと思えます。

**木田委員** 総務部で進めている行政のDXについても、商工観光労働部でしっかりガバナンスを利かせて進めていく考えでいいのか確認したいと思えます。

今でもめじろんのイラストを使うのも、印鑑を2か所ついて出して、今度は知事の印鑑がついた大きい許可証が送られてくる。そこは変わっていないと思えます。どんどん電子申請に替えていった方がいいものがたくさんあると思えます。国が夏ぐらいに自治体向けのDX説明書を配ると出ていましたが、大分オリジナルで考えて、どんどんスピード感を持ってガバナンスを利かせていくべきと思えます。

**藤井DX推進課長** 行政のDXについても、全体のDX推進戦略の中でしっかり取り組みます。

また、めじろんの話ですが、画像データのオープン化も今後検討していきたいと思っています。ただ、オープンデータは、営利、非営利問わず二次利用できることがあるので、画像データによりできるものと、一定の使用許可とか制限をかけながら使用するものがあるのか、そういったものがオープン化できるか検討を進めます。

**木付委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の皆さまはよろしいですか。

**小嶋委員外議員** 今のDXの関連ですが、スケジュール（案）で9月、12月、1月、3月と

書いています。さきほども話が出ましたが、大体こういう戦略を書くとき、骨子案はあくまでも骨子案であり、項目が書いてあるだけで全然イメージが湧かないのが通常です。戦略案はこういう方向で、文書化も含めて大体こういうことを考えているのをぜひ議員に理解がいくような進捗で文章立てしていただきたいと思えます。要望です。

**藤井DX推進課長** 骨子案をお示しするとき、なるべく具体的なイメージが湧くように努めていきたいと思えます。（「よろしくをお願いします」と言う者あり）

**木付委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

ここで、さきほど保留していた第67号議案について、これより採決します。

なお、本案について、総務企画委員会、福祉保健生活環境委員会、農林水産委員会及び土木建築委員会の回答は、いずれも原案のとおり可決すべきとのことでした。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で全て終了しましたが、この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 別にないようですので、これをもって商工観光労働部関係を終わります。

執行部は御苦労さまでした。

〔委員外議員、商工観光労働部退室〕

**木付委員長** これより内部協議に入ります。

はじめに、所管事務調査の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中継続調査をしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

次に、県内所管事務調査についてですが、臨時議会の委員会でもお伝えしたとおり、延期箇所については改めて7月以降に調整します。

次に、県外所管事務調査についてです。

今回の委員会では日程や行き先等を判断するのは難しいため、引き続き状況を注視し、次回の委員会で協議したいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** それではそのようにします。

以上で予定されている案件は終了しました。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 別にないようですので、これをもって本日の委員会を終わります。

お疲れさまでした。